

時津シーサイドひなみⅡ分譲公募要項（随時募集）

平成 29 年 11 月 1 日  
長崎県土地開発公社

長崎県土地開発公社は、時津第 10 工区埋立用地 2 工区—4 の住宅用地を随時募集します。

1 土地の所在 長崎県西彼杵郡時津町日並郷字岩山 （別添 1）

2 団地名 「時津シーサイドひなみⅡ」

3 販売区画 宅地 11 区画

4 販売価格・面積 別添 2

区画図 別添 3

5 建築条件 なし

6 購入者の資格

下記の（１）、（２）の者で（３）～（５）の条件を満たす者、ただし 1 者 1 区画とする。

（１） 購入者が居住するため、又は親族が居住するため住宅建設用地を必要とする者

（２） 建売住宅を建設し、その売主となる者

（３） 購入する土地代金の支払いができる者

（４） 平成 29 年 1 月 1 日から土地売買契約締結日の間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要項に基づき排除措置を受けていない者

（５） 次に該当しない者

ア 未成年者

イ 成年被後見人

ウ 被保佐人

エ 被補助人

オ 破産者で復権を得ない者

※上記（２）の申込者については宅地建物取引業免許を有する者であること。

7 受付及び受理

（１） 購入申込受付

ア 受付期間 平成 29 年 1 月 1 日（水）から先着順とする

イ 受付時間 祝日を除く月曜日から金曜日の午前 9 時～午後 5 時 00 分まで

ウ 場所 長崎市元船町 17 番 1 号 長崎県大波止ビル 6 階 用地部

(2) 提出書類

個人の場合

- ア 購入申込書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 前年度分所得証明書（給与所得の源泉徴収票（写し）等）

建売住宅の場合

- ア 購入申込書（様式1）
- イ 宅地建物取引業免許を証する写し

8 土地売買契約等について

(1) 土地売買契約

購入者決定通知の日から2週間以内に締結するものとします。  
売買契約には公有水面埋立法に定める許可申請手続きも必要となります。  
手続き時書類として収入印紙と印鑑証明書1部必要です。

(2) 解約手付金

契約締結時に、解約手付金として50万円を公社が指定する方法で納入するものとします。  
なお、解約手付金は土地代金に充当することができるものとします。

(3) 土地代金の支払い

契約締結日から3か月以内に、公社が指定する金融機関に振り込むものとします。  
なお、期限までに土地代金の支払いがない場合、契約は解除することになり、解約手付金は返還しないものとします。

(4) 所有権移転登記及び引渡し

土地代金受領後、公社が所有権移転登記を行います。  
なお、土地は現況有姿により引渡しを行います。

(5) 建築工事の着手

契約締結日から1年以内に建築工事に着手するものとします。ただし、やむを得ない事情により、公社が承認した場合は、工事着手を延期することができます。

(6) 公租公課の算定基準

契約締結日の前日が属する月の翌月以降分は購入者の負担とします。

(7) 関係法令等の遵守

建築にあたっては、公有水面埋立法、都市計画法（長崎都市計画地区計画等）、建築基準法、時津町条例等関係法令を遵守するものとします。

9 都市計画法及び建築基準法等に基づく制限等

- (1) 用途地域 準住居地域
- (2) 建ぺい率 60/100
- (3) 容積率 200/100
- (4) 長崎都市計画地区計画（十工区地区計画）

1 0 上下水道、電気、ガス等

上下水道宅地内取付管敷設済、電気（九州電力）、ガス（都市ガス）

1 1 購入される方へのおしらせ

(1) 集会所建設準備金

集会所建設準備金として5万円／1区画が必要です。

(2) 電柱及びゴミステーション

電柱（付属設備を含む）及びゴミステーションの位置は変更ができません。

(3) 水道加入金

時津町水道給水条例第30条に定める加入金が必要です。

(4) 自治会について

住民相互の親睦と福祉及び文化的で健康的な住みよい住宅環境の整備、保全及び生活向上を図ることを目的として自治会に加入して下さい。（日並1自治会）

【問い合わせ先】 長崎市元船町17番1号

長崎県土地開発公社

用地部分譲班 山口、土肥

TEL 095-822-4800 平日9:00~17:00

FAX 095-827-4266

